

日 銀 業 第 8 9 号
平成29年2月20日

国債振替決済制度参加者 御中

日 本 銀 行 業 務 局

「国債振替決済制度における振込国債の元利金の配分に関し日本銀行が参加者に支払う手数料に関する規則」の一部改正等に関する件

国庫短期証券の最低額面金額が1,000万円から5万円に変更されることに伴い、標記規程（平成15年1月9日付日銀業第4号別紙3）の一部を別紙1のとおり改正し、平成29年4月3日から実施するとともに、経過措置を別紙2のとおり講ずることとしましたので、通知します。

なお、本改正により、「国債振替決済償還額内訳報告表」（標記規程別紙）の提出基準および書式が変更になりますが、これらの変更は平成29年4月分の同報告表の提出から適用されます。平成29年3月分までの同報告表の提出については、変更前の提出基準および書式となりますので、ご注意ください。

以 上

「国債振替決済制度における振込国債の元利金の配分に関し日本銀行が参加者に支払う手数料に関する規則」中一部改正

- 第四条を横線のとおり改める。

(報告書類の提出)

第四条 参加者は、振込規則の定めるところにより自己の参加者口座の預り口に記載又は記録がされている国庫短期証券の元金の配分を受けた場合において、当該参加者が間接参加者の指定参加者であり、かつ、当該国庫短期証券の名称及び記号別の預り口に係る償還額（複数の種別に係る償還額がある場合には、これらの償還額を合計した額）が百十一億一千二百二十万円を超えるときは、当該償還額について、その翌月十日までに、別紙の国債振替決済償還額内訳報告表をその日本銀行取扱店に提出する。

○ 別紙を横線のとおり改める。

別紙

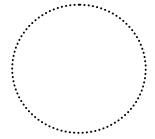
国債振替決済償還額内訳報告表
(年 月分)

(日付) _____

日 本 銀 行 御 中

(参加者)

印



国債名称・記号	償還期日	年	月	日	
預り口 (イ+ロ+ハ)					百万千円
参加者口座 (顧客口) (イ) (間接参加者分を除く)					
間接参加者口座 (自己口) (ロ)					
間接参加者口座 (顧客口) (ハ)					

間 接 参 加 者 分 内 訳	間 接 参 加 者 名	間接参加者口座 (自己口)	間接参加者口座 (顧客口)
		百万千円	百万千円
	合 計	(ロ)	(ハ)

(備考) 1. }
2. } 略 (不変)
3. }

経過措置

- 改正後の「国債振替決済制度における振込国債の元利金の配分に関し日本銀行が参加者に支払う手数料に関する規則」の規定は、平成29年4月1日以後の日を償還期日とする国庫短期証券について適用し、平成29年3月31日以前の日を償還期日とする国庫短期証券については、なお従前の例による。